

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	奥 (五個荘奥町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

・今後、現在の個人農家での耕作について、農業機械の更新や過疎化の影響で後継者確保も難しくなる状況である。また、国道8号バイパスが通ることになるに従い、終業される農家も出てくると考えられる。
・現在の農業法人組織である「ファームおくむら」の機構改革を行い農業で生活ができる環境か、もしくは、周辺の法人組織と合併し、経営規模の整理と拡大等が必要と考えられる。
・地域の活性化を図るため新たな作物の団地化や牛糞等を活用した更なる有機農業への取組が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

・「ファームおくむら」で作付け出荷をしている果実「シャインマスカット」、「桃」等を主要作物としつつ、「とうもろこし」の生産販売を実施している。キャベツ栽培なども取り組んできたが、他に特産物をできないか検討を行い、発酵牛糞堆肥等有機農業を進めるところである。果樹等については団地化を形成し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・周辺でも農業人口が減少傾向であることから周辺の法人組織と合併し、経営規模の整理と拡大等が必要と考えられ、地域全体で耕作ができる仕組みの整備を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
法人と担い手を中心に集積・集約化を進め、農地バンクを通じて耕作面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
集落内及び周辺地域の方が農地バンクに貸し付けをされ、法人及び集落内の担い手への要請を踏まえ、段階的に集約化を基本とし、法人組織及び担い手等と調整し所有者の貸付意向に沿い進める方向である。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
現状、土地改良整備事業が終り40年以上経過しており、特に水路等の再整備整備が必要であり、用水路等長寿命化事業などによる整備を計画していきたい。ただし、地権者の理解と掛かる経費の積立期間が必要となり、賛同が無ければできない。尚、今後国道8号線バイパスの整備されるので、その補償等による整備を国に行っていただきたい。かかる土地の形状によっては、土地改良整備が必要となる場合もある。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
現在、農業法人組織が稼働しており、集落農業の担い手とともに農業に取り組む者の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
担い手は別として、農業組合及び農業法人「ファームおくむら」等では、作物の乾燥などはJAへ委託を進めてきており、敷地等を考慮すると施設整備は難しく、農業生産にかかる経費の省力化を継続させて行きたい。今後は、農機具等必要な機械整備にとどめ、施設整備は修繕など必要最低限としたい。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】